

精神障がい者の交通運賃に関する意見書

平成26年2月、日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）施行された。

国連障害者権利条約では、「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、習慣および慣行を修正し、または廃止するための全ての適当な措置をとること」を明文化し、障害者差別解消法では、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを定めている。また、行政機関等及び事業者には、法律の目的を推進することを求めている。

しかしながら、精神障がい者は、全国的に身体障がい者や知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から除外されている状況にあり、身体・知的障がい者には適用され、精神障がい者を除外し続けることは、障害者基本法や障害者差別解消法の理念にも反している。

よって、鹿児島県始良市議会は、国会及び政府に対し、精神障がい者も身体・知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするとともに、交通運輸事業者に働きかけるよう強く要望し、制度の適用を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月7日

鹿児島県始良市議会議長 湯之原 一郎

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	伊達忠一 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿
総務大臣	高市早苗 殿
厚生労働大臣	塩崎恭久 殿
国土交通省大臣	石井啓一 殿